

# 平成25年度 公立大学法人山梨県立大学年度計画

## 第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

## 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### ア 学士課程

- ・到達目標に対する学生の自己評価（授業評価）と成績評価における到達度との関連について分析し、設定された到達目標と成績評価の妥当性について検証する。
- ・平成26年度以降の教養教育カリキュラムに関して、編成・実施方針についての説明会をFD研修会として実施し、全学共通科目を含む教養教育科目の配置（案）を具体化する。その際、カリキュラムポリシーに沿ったコースナンバリングの導入についても検討する。

##### (ア) 国際政策学部

- ・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。
  - ①学生のキャリア形成と自主的学習を支援する。
  - ②SL（サービ斯拉ーニング）に関する教育環境の充実を図る。
  - ③学生の海外留学や海外研修等を促進する。

##### (イ) 人間福祉学部

- ・中期計画に沿った人材育成教育を実現するため、特に以下の点を重視して取り組む。
  - ①実践現場との連携を進めながら、教育内容に社会の動向や実践現場の課題を反映させる。
  - ②学生の自己学習力や協働する力を高めるために、授業の中に、調査研究・グループワーク・ディスカッション等を積極的に取り入れる。
  - ③実習体制を強化し、現場実習の質の向上を図る。

- ④オリエンテーションやクラス担任制を活用し、計画的な履修指導を行う。
- ・新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格率向上を目指し、学部として支援の取り組み（学内模擬試験・過去問題のメール配信・対策講座）を行う。

#### (ウ) 看護学部

- ・中期計画に沿った人材育成教育を実現するために、特に以下の点を重視して取り組む。
  - ①新カリキュラム推進プロジェクトにおいて行った4年間の学習成果の評価を、平成26年度からのカリキュラム改正のための基礎資料として活用する。
  - ②「卒業までに到達すべき技術チェック表」から学生の技術到達状況を分析し、評価を行う。
  - ③「看護学実習ワークショップ」等で実習施設との連携を図り、看護学実習の具体的課題を共有し解決に向けて検討を行う。
- ・看護師国家試験合格率は100%を目指す。保健師・助産師国家試験合格率は全国平均を上回る。
- ・国家試験への取り組みに関して、学生厚生委員会とチューター教員の連携により組織としての支援体制(国家試験模擬試験のフィードバック指導および補講など)を継続する。

#### イ 大学院課程

##### (ア) 看護学研究科

- ・専門看護師38単位カリキュラムの移行を進めるために、認定申請に向け準備を行う。

#### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

##### ア 学士課程

###### (ア) 入学者の受け入れ

- ・各学部のアドミッションポリシーに沿った入試のあり方について検討する。
- ・平成25年度入試の出願状況・合格状況について県内外出願動向について分析する。
- ・県内高校、県外（長野・静岡）高校への訪問説明を行う。
- ・入試選抜方式別の入学後の成績等を、GPAスコアを活用して追跡調査する。
- ・入学者を対象とした入試に関するアンケートを行い、入学動機等を分析し入試広報に活用する。
- ・国際政策学部と人間福祉学部の編入学試験の定員について検討し、平成27年度改定を周知する。
- ・出前授業、1日大学体験、高校訪問PR活動、オープンキャンパスを実施する。

### (イ) 教育課程及び教育内容の充実

- ・平成26年度のカリキュラム改正に向けた検討を学部・教務委員会で行い、新カリキュラムを作成する。
- ・単位取得状況等について基礎データを全学的に蓄積する(平成25年度入学生より全学でGPA基礎データとして収集する)。
- ・授業評価等のデータ活用を図り、教育改善(教員の授業力向上・学生の学びの量的・質的充実)に結び付ける。
- ・シラバス記載事項の点検を実施し、学部教務委員会等を通じて必要に応じて改善を促す。
- ・全学共通科目の履修状況および単位取得状況などについてデータの収集・分析を継続するとともに、GPA、GPCによる学修状況、成績評価の分析を進める。
- ・キャリアデザイン科目の2科目4単位化に伴い授業内容の充実を図る。
- ・前期中に教養教育FD研修会を開催し、「教養教育カリキュラム」(平成26年度以降)の編成にあたっての内容説明を行う。
- ・専門科目の履修状況について分析し、教育課程の体系における諸科目の配置について点検・整備する。
- ・学部・学科の専門性や特性を踏まえた科目履修モデルを示し、履修指導を行う。
- ・教職課程教育において、教育実習・教職指導の充実を図る。
- ・SL(サービスマーケティング)に関する教育プログラムを平成26年度の教育課程に反映させることについて検討する。
- ・各資格免許課程の実習体制を強化し、実習教育の点検評価と改善に努める。
- ・実習施設との連携強化を図り、臨床講師を中心に実習指導のあり方について検討する場を作る。
- ・専門職連携教育をフィールドに出て実践し、大学と地域とが協働しながら実学教育を実施する。
- ・SLや語学、その他のキャリア関連の自主的学習の一層の促進に向けた、新たな方策について検討する。
- ・看護学部・人間福祉学部の合同による専門職連携教育を道志村にて継続実施する。
- ・大学コンソーシアムの単位互換制度について平成24年度実施の意向調査結果を公表し、オリエンテーションやその他の履修機会に学生への一層の周知を図る。

### (ウ) 成績評価等

- ・全学共通科目及び学部専門科目においてGPAに関する基礎データの分析・蓄積を行う。
- ・全学部で平成26年度入学生以降のGPAに関する基礎データの収集・分析を行い、GPA制度の導入に向けた課題等について整理する。
- ・シラバスの点検を行い、「シラバス作成要領」「シラバス記載例」を検討し、科目毎の到達目標・成績評価基準の記載方法を学部・学科に提示し、平成26年度シラバスに反映させる。

## イ 大学院課程

### (ア) 入学者の受け入れ

- ・入試方法と入試広報のあり方について検証する。
- ・科目等履修制度の活用状況を点検し、改善策を検討する。
- ・社会人学生へのアンケート調査結果等を活用して、社会人が学びやすい学習環境の整備について検討する。

### (イ) 教育課程及び教育内容の充実

- ・専門看護師38単位カリキュラムの移行を進めるために、認定申請に向け準備を行う。
- ・院生・教員へのアンケート結果、院生と教員との意見交換会による情報などを活用して、現行の教育課程の評価と改善に取り組む。
- ・専門看護師養成を推進するために、新たな専門分野の開講の可能性について検討する。
- ・専門看護師養成課程修了者の資格取得を支援するために、看護実践開発研究センターと連携して有資格者による勉強会を開催する。

### (ウ) 成績評価等

- ・コース別の修了認定基準を学生・教員に周知して、基準に基づいた論文審査、修了認定を行う。
- ・全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。
- ・成績評価基準について院生に周知するとともに、周知の状況を点検する。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### ア 教職員の配置

- ・教育研究の進展や社会の変化等に対応できる教職員の配置となっているか否かを調査し、適切な教職員配置に努める。
- ・平成25年度継続して臨床講師の発令を行うとともに臨床講師対象の研修を実施し、臨床実習指導体制の充実を図る。
- ・アドバイザーボード委員の増員を図る。

### イ 教育環境の整備

- ・学習環境整備や高額教育備品等の整備に関して、学生の要望や老朽化等を踏まえ、平成26・27年度における計画的な実施を図る。
- ・学術機関リポジトリを継続的に公開する。
- ・看護図書館におけるグループワークに対応した学習支援スペースの望ましいあり方について検討する。

- ・ 県立大学図書館におけるラーニングコモنزの望ましいあり方を検討するための資料を収集する。

## ウ 教育の質の改善

- ・ 各学部等の責任者が参加する全学FD委員会、全学的なFD活動の企画・実施・総合調整を行う。
- ・ 各学部等では、教員による相互授業参観、FD研修会等自主的なFD活動を行う。
- ・ 毎学期、学生による授業評価を実施し、結果の概要をホームページにより公表する。
- ・ 現行授業評価システムの一層の充実化を図り、各教員の授業改善と学生の学びを支援する。
- ・ 学部等の責任者が、学生授業評価の学部等別結果、所属教員による自己評価結果を踏まえて、学部等としての総括を行う。
- ・ 全学FD委員会が、学部等の総括を踏まえながら、全学的な結果の評価、学生授業評価の活用方策などを検討し、各学部等に還元する。
- ・ 全教職員を対象としたFD・SD研修会や学内他委員会・部会等と連携したFD・SD研修会を行う。
- ・ 教員向けにティーチング・ポートフォリオに関する報告会を開催する。
- ・ 新任の教職員を対象として、年度初めに「新任教職員研修会」を行う。

## (4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

- ・ 学生相談窓口の活用をオリエンテーションや学生便覧で周知し、利用を促進する。
- ・ クラス担任会・チューターミーティングを開催し、学生の問題について情報交換を行う。

## ア 学習支援

- ・ 教育本部で平成26年度版オリエンテーション企画基準を作成する。
- ・ 履修指導に活用できる履修モデル・コースツリーなどを工夫して提示し、履修指導の充実を図る。
- ・ オフィスアワー、クラス担任制、チューター制、ゼミ担当教員を活用し、学習支援を行う。
- ・ 学部、学生自治会、学生相談窓口等を通して、学生のニーズを把握し、学生支援の改善を図る。
- ・ 学生満足度調査を実施する。
- ・ 自主学習活動への支援の要望を、学生自治会・学生相談窓口等を通して把握し、支援の充実を図る。
- ・ キャリアガイダンス、病院説明会、国家試験模試のフォローを通じて資格取得、国家試験などに向けた学生の自主学習活動を支援する。
- ・ 平成24年度において成績優秀者に対する特別措置は、授業料減免制度の導入ではなく表彰によるものと結論づけたため、現行の成績優秀者の表彰制度の拡大について検討する（平成26年度入学生から適用）。

## イ 生活支援

- ・年3回のチューターリーダー会において、各チューターの年度計画や報告を出し合い、学生支援に関するチューター間の情報交換を行う。
- ・学生支援を中心とした関係部署（学生支援担当、キャリアサポートセンター等）と連携を推進し、スキルアップ（研修会等）を図る機会を提供する。
- ・学生健康管理システム（電子化）の運用、情報を学生の心身の健康管理（保健指導）に活用するとともに、健康管理データの蓄積をする。
- ・身体とこころの健康管理及び健康づくりの支援をする。
- ・学生の精神健康調査、学生メンタルヘルス相談を実施するとともに、支援のための調査研究をする。
- ・学生から自主活動のための支援の要望を聞き、内容を検討したうえで対応する。
- ・ハラスメントの防止に関する冊子（改訂版）を、学内で配布して啓発を行う。
- ・各キャンパス、各学部にも相談員を配置し、また電話による学外相談窓口を期間限定で開設し、ハラスメントの防止を図る。
- ・学生を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、現状を把握して防止に努め、全教職員を対象としたハラスメントに関するアンケートの試行を検討する。
- ・法人経営トップと人権委員会との勉強会を開催して本学の人権侵害防止の方針や方策について精査するとともに、全教職員対象の研修会を開催してその浸透を図る。
- ・震災被災者を含め、経済困窮者に対する授業料減免を実施する。
- ・奨学資金の貸与制度などの情報を提供する

## ウ 就職支援

- ・正課外のキャリア形成の全学的取り組みについてキャリアサポート運営委員会で企画し実施する。
- ・企業との情報交換会への参加、企業訪問等により企業開拓を行う。
- ・ヤングハローワーク等と連携し、学内での就職支援のための相談業務を継続的に行う。
- ・県内外のインターンシップ受入企業等に関する情報を学生に提供するとともに、参加学生による報告会を開催する。
- ・学内ガイダンスの際、県内医療施設等でのインターンシップ参加の促進を図る。
- ・学内でのガイダンス、セミナーを企画し就職活動の支援を行う。
- ・体系的なキャリアガイダンスを年5回継続して行う。
- ・山梨県内の病院等施設における奨学金の調査を実施し、進路指導室の特設コーナーにおいて学生への情報提供を行う。
- ・在校生が卒業生や内定学生からアドバイスを聞く機会を設け、就職率の向上に努める。

## エ 多様な学生に対する支援

- ・特別な支援を必要とする学生に対して、学内関係部署が連携し、個別支援を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### ア 目指すべき研究の方向と水準

- ・優れた研究について学内外に積極的に発信する。
- ・学長プロジェクト研究や地域研究交流センターの「プロジェクト研究」、「共同研究」等の支援を通じ、地域課題・ニーズ等に対応した研究を推進する。
- ・学長プロジェクト研究や地域研究交流センターの「プロジェクト研究」、「共同研究」等を通して、学部横断的な研究を行う。
- ・地域課題に対応し、学内外の共同研究に対応する「プロジェクト研究」、「共同研究」を推進する。
- ・研究に関する渉外・企画・実施が出来る人材の確保を含め、外部からの研究を受託できるように体制の整備を行う。
- ・科学研究費補助金申請書類の計画的作成に向けて、年度の早い段階で申請に関する学内研修会を開催する。

#### イ 研究成果の発信と社会への還元

- ・地域研究交流センター主催講座、観光講座、コミュニカレッジ、地域連携講座、研究報告会、学部主催講座、シンポジウム等を企画、実施する。
- ・学術機関リポジトリを継続的に公開する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

#### ア 研究実施体制等の整備

- ・重点研究プロジェクトとして「学長プロジェクト研究」を実施する。
- ・「プロジェクト研究」、「共同研究」などによって、外部との連携を深め、研究を行う。
- ・研究教育実績の豊富な人材を特任教員などに活用する。
- ・研究倫理審査を行う体制をさらに整備・充実するとともに、研究者倫理の向上に向けた研修会を実施する。
- ・科学研究費補助金等公的資金の適正使用について説明会を実施するとともに、採択者への個別の説明を行う。

## イ 研究環境の整備

- ・各教員のアカデミック・ポートフォリオの記載情報の充実とアップデート化を勧奨しつつ、引き続き、アカデミック・ポートフォリオ等をもとに、学内教員の研究情報のデータベース化・共有化を進め、本学教員間の共同研究の推進を支援する。
- ・教職員ポータルの競争的資金・公募型研究資金情報の充実を図る。

## ウ 研究活動の評価及び改善

- ・「プロジェクト研究・共同研究」に関する検証委員会を設置し、評価を行うとともに、質の向上を図る。
- ・大学ホームページに掲載されているアカデミック・ポートフォリオの充実を図るとともに、学部紀要の彙報や年度研究活動報告において、最新の研究実績を公表する。
- ・山梨県立大学学術交流会を引き続き開催する。

## 3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

### (1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- ・地域研究交流センターに教職員を配置し、センター機能を充実させる。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、緩和ケア認定看護師教育課程3年目を実施し、50%程度の地域枠を設ける。
- ・平成26年度認定看護師教育課程「認知症看護」開講に向けた準備のため、公開講座、シンポジウムを開催し、広報活動を行う。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、県内の看護実践者に対し、相談・助言・研究指導活動を推進する。

## ア 社会人教育の充実

- ・地域研究交流センター主催講座、観光講座、コミュニティカレッジ、地域連携講座、学部主催講座、教員免許講習等を企画、実施する。
- ・「授業開放講座」を前期・後期に開催し、さらに科目数・受講者数を増やす。
- ・県内の緩和ケアのレベルアップのため、緩和ケア研修会・認定看護師教育課程修了生フォローアップ研修等を行う。
- ・看護継続教育支援として、新人看護職員のための多施設合同研修・実地指導者研修や統計学研修等を行う。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、県内の看護実践者に対して看護研究支援を行う。
- ・看護実践開発研究センターにおいて、基金による教育・研究支援の仕組みを検討する。



## イ 地域との連携

- ・ 県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との定期的な情報交換、積極的な交流を進める。
- ・ 協定に基づく実効ある連携事業を推進し、その実績を広報する。
- ・ 他研究機関、自治体等と連携し、地域課題に対応した活動・政策提言等を積極的に行う。
- ・ 県・看護協会と、定期的な連絡協議会を持ち、課題や対策について検討する。
- ・ 優秀学生活動認定制度を基に、さらに支援制度を強化する。
- ・ 教員に既存の「地域活動支援メニュー」を周知し、その活用を図る。

## ウ 産学官民の連携

- ・ プロジェクト研究などを通じて、交流や情報交換などを行う。
- ・ 県と連携し、東南アジアでの事業展開に関心のある県内企業向けに、進出手法や現地企業情報等の関連情報の提供を行う。

## エ 他大学等との連携

- ・ 他大学や研究機関等との共同研究など研究交流を進める。
- ・ 大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。

## オ 教育現場との連携

- ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら、学生の教育ボランティア派遣を含め教育支援を行うとともに、出前授業や1日大学体験などにより高大連携を一層推進する。
- ・ 高校の進路担当教員と大学教員の意見交換会を開催する。

## カ 地域への優秀な人材の供給

- ・ キャリアサポートセンターと学部が連携し、県内で活躍する卒業生の体験的情報を在学生に提供する。
- ・ 県内関係機関との就職支援に関する連携を継続し、メール・掲示等による学生への情報提供を行い、ガイダンスへの参加を促進する。
- ・ インターンシップを受け入れる主な県内施設の担当者による説明を、3年次進路ガイダンスの中に取り入れる。
- ・ 県内施設における奨学金制度に関するアンケート調査を実施し、学生に情報提供する。
- ・ 県内の病院説明会に学生参加を積極的に促すとともに、具体的な県内医療機関の情報収集を学生ができるよう関係機関に働きかける。
- ・ 県立中央病院と連絡会議を定期的に持ち、就職に関する情報交換や意見交換を行う。

- ・看護実践開発研究センターで「新人看護職員実地指導者研修」を行い、新人看護師の県内定着を支援する。

## (2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置

### ア 学生の国際交流の推進

- ・学生の国際交流を促進するため、学生の海外留学に対する経済的支援制度について検討を行う。
- ・既存の留学支援制度を活用するとともに、更なる充実を図る。
- ・外国の大学、特に豪州等の英語圏の大学との交流協定締結に向け、調査を行う。
- ・既存の協定その他利用可能な制度を活用し、外国人留学生の受け入れを進める。
- ・外国語ホームページの充実を図る。
- ・外国人留学生の学納金の軽減を図る。
- ・外国の大学との新たな提携関係設定に向けた検討を行う。
- ・学生の留学促進のため、留学支援制度の説明会、留学経験者の報告会を行う。
- ・学生の留学や海外研修を促すために、特に英語圏への留学には、支援金制度や協定校の拡大（豪州等）など新たな方策について検討する。

### イ 教職員の国際交流の推進

- ・協定締結大学を中心に教育・学術交流について検討する。
- ・大学の国際交流に関する報告会等に職員を派遣し、他大学等における取組について情報収集を行う。
- ・三育大学（看護学部）および忠清北道（保健施設等）との交流プログラムを検討する。
- ・学外の国際研究助成等募集情報の提供等により、教職員の海外活動の支援充実を図る。

### ウ 地域の国際交流の推進

- ・米国モントレール国際大学の教員・学生と連携し、国際交流活動として峡南地域を中心に県内の地域資源を見直し、その活用について検討し、シンポジウム等で提案するなど、地域の国際交流を進める。
- ・在住外国人に対し看護学部教員および病院医師・薬剤師等の協力を得て健康相談やセミナーを継続して行う。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・役員会及び役員打合会を定期的あるいは必要に応じて開催する。

- ・ 役員の責任分担のもとで、大学の各部局との連携を密にして効率的・効果的な運営を行う。
- ・ 予算編成に当たっては、予算編成方針を策定し、教育研究の質の向上をはじめ中期計画を達成するために必要な事業に優先的に配分する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・ 国際政策学部・人間福祉学部の研究科（修士課程）設置計画の具体案を取りまとめ、山梨県との協議を進める。
- ・ 看護学研究科への博士課程設置の検討を進める。

## 3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ・ 理事長の定める人事方針に基づき、教員の採用を公募により行う。職員についても、採用を行う場合にあっては公募により行う。
- ・ 各学部等における平成26年度カリキュラム改正に向けた見直し作業の中で、非常勤講師の配置について検討を行う。
- ・ 教員評価の基礎となるアカデミック・ポートフォリオの質の向上に取り組むとともに、評価の基準・方法等について必要に応じて見直しを行う。
- ・ 職員については、山梨県の人事評価制度と同様の制度を前提に、評価試行のための準備を行う。
- ・ 現行の特別研修派遣制度をサバティカル制度として位置づけるための最終検討を行う。

## 4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務組織や業務分掌の適時・適切な見直しを行う。
- ・ パソコンでコピー枚数の集計管理を一元的に行い事務処理の効率化を図る。
- ・ 職務に必要な専門知識と技能を職員に修得させるため、職員の自主的な研鑽を奨励するとともに、年度研修計画にもとづき学内外の研修に参加させる。

## 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 外部研究資金の獲得に向けて、職員ポータル等を活用した情報の共有化を図るとともに、未申請者を対象とした研修会を開催する。
- ・ 外部資金獲得に向けた応募奨励制度（科学研究費補助金の交付決定総額の6%に相当する額を教員研究費に上乘せ配分）の周知を図り、科学研究費申請率85%以上及び前年度を上回る採択件数を目指す。

- ・平成25年度学生納付金を据え置くとともに、平成26年度に向けて、他大学の動向や社会情勢等を調査、検討し、適切な料金設定を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・環境マネジメントシステムを段階的に実施するとともに、電気使用量については平成22年度実績に対して20%削減を目指す。（平成23年度は平成22年度比15%減）
- ・コピー紙等の紙類や缶類、ペットボトル等の資源物のリサイクルを推進する。
- ・教育研究水準の維持・向上に配慮しながら、人事の適正配置を進める。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・経済情勢を勘案しつつ安全確実な金融資産の運用管理を行う。

## 第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

- ・全学での自己点検及び評価を行い、教育研究水準の向上に努める。

## 第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

### 1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・教育情報公開を進め、ホームページ内容の充実を図るなど引き続き大学情報の提供を推し進める。
- ・ホームページ内容の更新及び充実を図る。
- ・大学案内冊子の作成、進路説明会、高校訪問及びオープンキャンパス等の方法により、本学の周知を図る。
- ・学長記者会見を効果的な方法で継続的に実施するとともに、報道機関を活用してより多くの情報提供を行う。

### 2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、省エネ対策を行う。
- ・大学運営に支障のない範囲内で、大学施設を地域社会に開放する。

### 3 安全管理等に関する目標を達成するための措置

- ・衛生委員会を適宜に開催し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置を講ずる。
- ・衛生管理面では「メンタル休養者の復職支援手引き」の周知を図る。

- ・教職員の健康管理のため健康診断を実施するとともに、適切な保健指導体制をとる。
- ・傷病により養護を必要とする教職員に対し、産業医又は保健師による面接を行い、健康の回復を支援する。
- ・消防計画に基づき、避難訓練を実施するとともに、消火栓などの消火設備の使用法の訓練を行う。
- ・災害発生時に備え、毛布や簡易トイレ等の物資を計画的に備蓄する。
- ・災害時・緊急時を想定したシミュレーション研修を教職員・学生を対象に行い、災害時に自主的に動ける組織作りに向けた取組を行う。

#### 4 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・大学情報の積極的な公開提供を行うとともに、公正公平で信頼性の高い大学運営を行う。
- ・人権侵害を防止するため、学内外の相談窓口設置、研修会や啓発活動、実態調査等を継続して実施するとともに、学外の専門家から助言を受けて人権侵害防止規程の改訂や全教職員対象のアンケート試行を検討するなど、より充実した人権侵害防止体制を確立する。
- ・教職員子育て支援プログラムの周知を図り、その運用を充実させることにより、男女共同参画の意識啓発を図る。
- ・環境委員会において学生および教職員が一体となって環境マネジメントシステムを着実に実施するとともに、システムの改善を図る。
- ・学生の環境活動を支援し、より活発な活動を促す。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成25年度 予算

(単位：百万円)

| 区 分      | 金 額      |
|----------|----------|
| 収入       |          |
| 運営費交付金   | 9 1 9    |
| 自己収入     | 7 6 4    |
| 授業料等収入   | 7 2 1    |
| その他収入    | 4 3      |
| 施設整備費補助金 | 0        |
| 受託研究費等収入 | 1 4      |
| 目的積立金取崩  | 2 2      |
| 計        | 1, 7 1 9 |
| 支出       |          |
| 業務費      | 1, 5 7 6 |
| 教育研究経費   | 2 6 0    |
| 人件費      | 1, 3 1 6 |
| 一般管理費    | 1 1 4    |
| 施設整備費    | 1 5      |
| 受託研究等経費  | 1 4      |
| 計        | 1, 7 1 9 |

[人件費の見積り]

年度計画期間中総額1, 3 1 6百万円を支出する。(退職手当を除く。)

## 2 収支計画

平成25年度 収支計画

(単位：百万円)

| 区 分             | 金 額   |
|-----------------|-------|
| 費用の部            | 1,732 |
| 經常経費            | 1,732 |
| 業務費             | 1,575 |
| 教育研究経費          | 245   |
| 受託研究費等          | 14    |
| 人件費             | 1,316 |
| 一般管理費           | 128   |
| 財務費用            | 0     |
| 雑損              | 0     |
| 減価償却費           | 29    |
| 臨時損失            | 0     |
| 収入の部            | 1,710 |
| 經常収益            | 1,710 |
| 運営費交付金収益        | 903   |
| 授業料等収益          | 721   |
| 受託研究等収益（寄附金を含む） | 14    |
| 財務収益            | 0     |
| 雑益              | 34    |
| 資産見返負債戻入        | 29    |
| 資産見返運営費交付金等戻入   | 5     |
| 資産見返物品受贈額戻入     | 20    |
| 資産見返補助金戻入       | 4     |
| 補助金収益           | 9     |
| 臨時利益            | 0     |
| 純利益             | △22   |
| 目的積立金取崩         | 22    |
| 総利益             | 0     |

### 3 資金計画

平成25年度 資金計画

(単位：百万円)

| 区 分       | 金 額    |
|-----------|--------|
| 資金支出      | 2, 180 |
| 業務活動による支出 | 1, 665 |
| 投資活動による支出 | 16     |
| 財務活動による支出 | 38     |
| 次年度への繰越金  | 461    |
| 資金収入      | 2, 180 |
| 業務活動による収入 | 1, 697 |
| 運営費交付金収入  | 919    |
| 授業料等収入    | 721    |
| 受託研究費等収入  | 14     |
| その他収入     | 43     |
| 投資活動による収入 | 0      |
| 財務活動による収入 | 0      |
| 前年度からの繰越金 | 483    |

#### 第8 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

2億円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

#### 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし



## 第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

### 第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

#### 1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

#### 2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

#### 3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

#### 4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし